



■2010年定期監査報告についての質問—高齢者支援課—(2010年_第3
回定例会(第5日目)2010.09.14)

◎【市川潔史議長】 第10番、陣内泰子議員。

◎【10番陣内泰子議員】 それでは、引き続きまして定期監査報告について質問をいたします。

まず、健康福祉部高齢者支援課分包括補助金の件についてです。

監査の指摘によれば、東京都の区市町村包括補助金の申請に関し、申請をしていれば補助対象として採択されたと思われるケースがあったという指摘です。財政状況が厳しい中、財源確保にしっかり努めるようにと言っているわけです。

そこで質問ですが、具体的に監査で指摘されている補助金の内容、どのようなものになっているのかお伺いいたします。

次に、今回の場合、事業担当所管課と歳入担当所管課が異なっていたというわけです。補助金対象事業、その補助金も多岐にわたっているわけですが、横断的というか、包括補助金という名称のように包括であり、かつ市町村の主体的な施策展開を支援するというのがこの包括補助金の性格になっているわけです。そういう意味で、こういった補助金の情報ですね、それはどこが管理をしている、どこが把握をしているのか、それについてお伺いいたします。

そして、現在行われているこういった補助金が事業化されるまでの流れについて情報をキャッチし、どこがそれを入手し、また事業課の方に流し、そこで事業化されてまた歳入担当の方に戻ってくる、そのような流れかと思うんですけども、それについての御説明をお願いいたします。

次に、コミュニティサポーター事業業務委託についてです。

これももう既に出ているわけですが、今回の指摘の中で、人数のばらつきがある中、一律に委託費を払っている。しかしながら、その委託が実情と乖離している。地域包括支援センターによってばらばらであると。10名のところもあれば2名のところもあるといったような状況が指摘されているわけです。

そこで質問なんですけど、このコミュニティサポーター事業に対して委託費という契約にした理由は何だったのか、教えてください。

次に、地域見守り体制としてどういう仕組みをつくっていくかということは、本当に大きな課題、問題であると思います。既に他の議員からこの監査に伴って指摘もされておりますし、また今回の一般質問でも多く取り上げられてきております。そしてまた、少子高齢化対策特別委員会で、この夏行った地域包括支援センターへの訪問ヒアリング調査の事前の打ち

合わせの中でも、見守りネットワークの構築がそれぞれの包括支援センターごとに違うというお話も聞いているわけです。もう既にそういう実情は市も把握しているという状況でした。

そこで、このコミュニティサポーターという制度を導入した経緯ですね、3年がたったというお話ではありますが、こういうコミュニティサポーター事業を事業化した、それについての経緯について御説明いただきたいと思います。

というのは、このコミュニティサポーターの導入以前に、これも既に今議論されていますが、ふれあい訪問員という方が地域にいらして活動してきているわけです。そういう中で一元化というお話も今も御答弁がありました。そういうことの前にそれぞれの地域の中でどんな見守り体制が必要なのか、やはり包括支援センターによつての違いとか、それから対象高齢者の実情とかの違いもあるかと思っています。どんな体制が必要なのか、またそれが可能なのかどうかといったことの精査をきちんと行わなければならないかと思っておりますので、その点についてお答えいただきたいと思います。

そして次に、世田谷区の高齢者実態調査の中で、どういう人に見守りに来てほしいかという設問に対して、市の研修を受けた人、あるいは医師、看護師、そして民生委員といったお答えになっていました。民生委員に来てもらいたいというのは大体 17%ぐらいというふうになっています。先ほど、この制度が十分浸透しない理由として、利用対象者の理解などもあるというお話ではありましたが、市はどのような人にこのコミュニティサポーターになっていただきたいと思っているのか。おおむね民生委員の方がやられているということが実情としてあるわけですが、そこら辺を具体的に、どういう方にやってもらいたいのか。そういったときに、これを利用する人、つまり訪問に来ていただきたいと思っている高齢者のニーズというものもちゃんと把握されているのかどうかについても伺いたいと思います。

今回の高齢者所在不明の問題を見ても、地域の見守りの重要性は欠かせないことであります。しかし、人と人の人間関係の中で見守っていくわけなので、大変難しい問題かと思っています。そういう中で、先ほど一元化の話の中で、傾聴活動を行うというような話があったわけですが、その傾聴の研修ですね、今までは包括に任せていたけれども、今度は市も実施するということではありますが、やはり本当に利用者の方たちというのが何を求めているのかということもきちんと把握して、傾聴の研修というのも決して1回や2回でできるものではないということを踏まえて、この人材育成、資質確保向上については、再度、御努力についての方向性をお聞きしたいと思っております。

次に、介護保険課の分で、高齢者在宅サービスセンターの管理についてです。

これも既に幾つか出ているわけですが、先ほど民間事業所とは異なる位置づけでやっているというふうに御説明がありました。しかし、やっている中身は通所介護サービスで、まさにデイサービス。それも指定管理料を払っているわけではなくて、利用料金で賄っているわけで、つまり介護保険制度の他の民間事業所と同じことをやっているということが実態であります。であるならば、事業所として運営されているわけですから、建物使用の家賃とか設備維持費、また今回の監査にも指摘あるように、大規模修繕費用としての建物建設費の減価償却相当分などに関しては、きちんと事業者負担にすべきと考えているのですが、いかがでしょうか。

私は、この問題について委員会の中でも質問をしてきているわけですが、介護事業者というのは自前で事務所を持ち、そして介護報酬の中で運営を行っているわけです。今回、市の

持ち出しはないけれども、高齢者在宅サービスセンターに相当額の収入があるということで、サービスの低下にならない程度に収益の一部を市に納付させるよう検討されたいと指摘されているわけですが、このことはある意味では当然のことではないかと思っています。

収益を上げる努力というのは、各法人の経営努力によるところが多いんですが、こういう意味で家賃負担なしで事業展開しているということに関しては、ずっと疑問に思っていました。その意味で、今回の指摘というのはまさにこの不公平性への指摘だったのではないかなというふうに理解していますので、この点についての改めての御見解をお願いいたします。

そしてまた、先ほどこれだけの高額な余剰金が出るのかという他の議員からの質問があり、余剰金はある程度出るのは予想していたというお答えではありましたが、この金額についてかなり多いのではないかというような指摘もこの監査の中ではあったわけで、そこら辺についての御見解についてのお答えがなかったので、それも追加してお答えいただきたいと思います。

次に、道路事業部管理課分の八王子みなみ野駅前広場清掃等委託についてです。

公衆トイレの清掃についてです。以前、市が管理する公衆トイレの管理が悪いという市民からの苦情を伺いました。市にも改善を申し入れているということで、随分と改善されてきてはいるのですが、今回の監査で清掃事業完了報告書に対する履行確認手順が徹底されていないという指摘がありました。

そこで改めてお伺いいたします。今回の指摘を受けたみなみ野駅以外の市が管理する公衆トイレ等について、清掃状況はどうだったのか確認されたのでしょうか。

次に、今回は定期清掃に関する指摘ではあったのですが、日常的な清掃管理についてはどうなっているのか。これもお尋ねいたします。

そして最後に、八王子駅北口の公衆トイレ、これは大変場所がわかりづらく、また室内も暗く感じます。さらに、高尾駅のトイレも利用者の急増でトイレの問題というのは大きな課題にもなっています。公衆トイレを清潔に、そしてかつ快適に使用するために、リニューアルなども含めた今後の対応についてのお考えをお聞きして1回目を終わります。

◎【市川潔史議長】 高齢者・障害者担当部長。

◎【小坂光男高齢者・障害者担当部長】 東京都区市町村包括補助金について、まず御質問をいただきました。

この東京都区市町村包括補助金は、東京都が区市町村の地域の実情に応じまして創意工夫を凝らして主体的に実施する高齢者福祉サービスの充実に向けた補助金でございまして、高齢者に対する事業を幅広く支援するものでございます。

今回の定期監査報告書の中で指摘されたものにつきましては、これは健康福祉部以外の部が所管をいたします事業でございまして、その内容といたしましては、地域における人材育成のための連続講座という内容でございました。また、この補助金の事務処理体制について、事務処理の流れについて御質問をいただきました。この補助目的に主体的にかかわります所管が歳入担当の窓口となりまして、補助対象となる事業を展開している所管に対し照会をし

た後、取りまとめて交付申請、あるいはこれは実績報告書の作成についても同じ流れというような形になっております。現状では、各所管が対応することによりまして、都などの担当と情報交換も可能になるなどといった形で調整をとっているところでございます。

続きまして、コミュニティサポーター事業について何点かお尋ねがございました。

まず、委託費で払っている理由、あるいは一括で払っている理由ということでございますけれども、これは第4期の介護保険事業計画での地域包括支援センターの職員体制等の見直しに合わせて、この圏域内での周知やサポーターの養成、利用者の掘り起こし等の基盤整備を重点的に行うため、委託という形をとって包括的にお支払いをしたものでございます。

次に、この導入の経緯、経過ということでございましたが、御質問者も御承知だろうと思っております。世論調査につきましては、高齢者福祉に対する要望、これが常に上位、1位を占めているような状況がございました。そうしたものを受けまして、高齢者の方たちが住みなれた地域で安全に安心して暮らし続けていけるようということで、平成19年度に開始をされたものでございます。

それから、今後の見守り体制についてでございますけれども、見守り体制には民生委員の活動や、あるいは地域での見守りネットワーク、町会、自治会の声かけ、老人クラブの活動、さらには新聞販売店の協力などさまざまなものがございます。時間帯、人間関係、見守りの視点などが異なる複数の網がかかること、これが望ましいというふうに考えております。ただ、一番肝心なのは、問題解決のためにこうしたさまざまな機会にキャッチされた情報が一元的に集約されることであると思っておりますので、そのために地域包括支援センターの機能充実、これを図っていきたいと考えております。

それから、サポーターに求めるもの、あるいはサポーターにはどういう人になってほしいかというお尋ねでございました。

業務の内容としましては、安否の確認、それから日常生活における問題の早期発見ということでございます。また、この見守りには特別な資格というものは私ども考えておりません。ただ、高齢者の方と接するにふさわしい節度と礼儀を持っていて、しかもきちんとコミュニケーションがとれる方が望ましいというふうに考えております。

それから、サポートを受ける方のニーズということについてお尋ねがございました。

サポーターの派遣に際しましては、地域包括支援センターに登録されたサポーターの中から、あらかじめ利用対象者とサポーターを地域包括支援センターの職員が引き合わせをいたしまして、双方の同意の上で利用を開始するという形をとってニーズにこたえております。さらに、そこで特に御希望があれば、その都度適宜調整を心がけているところでございます。

それから、サポーターの養成でございますけれども、先ほどと繰り返しになりますけれども、私ども市も積極的にかかわる形で研修の実施をしているところでございます。

さらに、高齢者在宅サービスセンターについてのお尋ねでございました。

ここまでの大きな黒字についてどう考えているかということでございますけれども、確かに数字としては大きいところもございます。しかしながら、先ほど別の御質問者からもありましたとおり、逆に赤字を出しているようなところもございますので、一概に論じることは難しいと思っております。

それから見直しですが、監査の指摘あるいは御質問者の指摘等勘案いたしまして検討してまいります。

◎【市川潔史議長】 道路事業部長。

◎【榎本了道路事業部長】 それでは、私の方から、3点御質問いただきましたのでお答えいたします。

まず、みなみ野駅以外の公衆トイレ等の清掃状況等についてでございますが、現在、道路事業部では公衆トイレ7カ所、エレベーター6カ所、エスカレーター2カ所について、快適に御利用していただくことを目的に施設の清掃委託を行っております。今回の監査に合わせて、他の施設等も再度事業者からの管理報告書及び現地確認等を行う中では、各施設とも適切に業務が遂行され、良好な状況に保たれていることを確認しております。

次に、公衆トイレ等の日常的な清掃管理でございますが、簡易清掃として便器、手洗い器の清掃、照明器具の点検等、施設ごと週3回から毎日行っているほか、定期清掃として床、壁面、換気扇等の洗剤清掃等を3から4ヵ月に1度実施し、清潔に御利用していただけるよう努めております。また、職員の日常パトロールの中でも、各施設に立ち寄り清潔に保たれているか、破損はないか等の確認を行い、適切な管理に努めております。

次に、八王子駅北口公衆トイレの場所がわかりにくい、暗いと感じるとの御指摘でございますが、確かに交番のわきを入ったところにあるため、案内板はございますが、初めての御利用される方にはわかりにくいと思われ、また歩道からトイレまでの間の通路が暗いということもございますので、利用者の方に場所がわかりやすく照明を見直すなど、快適に御利用できるよう工夫検討してまいります。

次に、高尾駅のトイレでございますが、御利用者がふえておりますので、イベントのある休日などは点検回数をふやすなど対応しており、今後もきめ細かく点検し、清潔さを保たれるように努めてまいります。

最後に、今後の公衆トイレのリニューアル等につきましては、施設の設置年数、利用状況、駅周辺の改修等の状況を見据えながら検討してまいります。

◎【市川潔史議長】 第10番、陣内泰子議員。

◎【10番陣内泰子議員】 包括補助金についてです。

今の御説明だと、事業担当者がそれを事業化しなければ、補助金があるとはいえ有効に活用されないというのが現状の仕組みというふうに理解しました。事業担当にしてみれば、そういう補助金があったとしても、日常業務の忙しさの中で、それを新たな事業として事業化できなかつたり、申請期日が過ぎてしまつたりなどということも十分起こり得ることだし、また縦割り行政の中で直接的な担当者のところにかついった補助金があるという情報が届いていなければ、空振りになってしまうということも十分予想できることではないかと思つます。それが今回の例ではなかつたのかなとは思つわけです。

また、事業担当としても、やりたいけれども、それを事業化するためには補助金だけではなく、それに伴うさまざまなサポート、人的なサポートとかも必要だということになれば、単に一事業担当課だけで決裁できることでもないというのが現状ではないでしょうか。東京都も分権時代にふさわしい補助制度への改革を進めてきているわけで、まさに自治体の主体的かつ総合的な施策展開が求められているわけで、つまり細かな事業内容を指定しての補助金ではなくて、先ほども御説明があったように、まさに自治体に即した主体的な事業、それを計画したら補助をしますよというように変わってきているわけですね。であるならば、こういう補助金をより有効に使うためにも、市全体の施策とどう整合性を持たせながら活用していくかということ、今行われているような事業現場とは異なる体制も必要なのではないかというふうに考えるわけです。

監査では、歳入担当所管は補助申請に当たり、前年踏襲の照会にとどまらず財務担当と連携も図り、対象事業の洗い出しを行うようにと言っているわけですが、財務当局のみならず政策審議室など、市の全体計画を見渡せる部署も積極的にかかわる仕組みが必要なのではないかと思いますので、こういった補助金に対する対応すべき体制整備についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、コミュニティサポーターについてです。

見守り事業に関しては、本当にまだまだ議論が必要だと思います。このような制度の導入に対しては、高齢者施策の基盤整備をするためということが御説明されたわけですが、そのために訪問した情報を一元的に集約する必要がある。そういう意味で、包括支援センターをバックアップしていくというお答えでしたが、とても矛盾していると思うんですね。基盤整備をしていく、そして得た情報を一元的に管理していくということであるならば、包括支援センター個々に任せるのではなく、やっぱりここは全部市が一括してどういった見守り体制をつくっていくのか、それに対しての研修、人材育成、そして仕組みづくりも含めてかかわっていかねばならないと思います。

先ほど、制度設計についての他の議員からの御説明もあったわけですが、やはりそれについては包括に任せるのではなくて、市の責任をきちんと明確にしていきたいと思いますので、この点をもう1度お伺いしたいと思います。

それと、先ほどふれあい訪問員について一元化というお話がありました。私はこのふれあい訪問員に関しては、まさにさまざまな苦情とか疑問に耳を傾け、そしてそれを解決をしていく、またその方向性を示すのが役割としてあったわけです。どんどん複雑になっていく介護保険制度に対しての信頼性を担保するためには、身近な人材でより介護保険制度に対してきちんと説明担保できる人が必要なのではないかと思います。それは傾聴というのとはまた違う視点があるということを私は指摘して質問を終わります。

◎【市川潔史議長】 高齢者・障害者担当部長。

◎【小坂光男高齢者・障害者担当部長】 まず、包括補助金を有効に活用するための体制でございませけれども、歳入所管といたしまして該当所管の把握が困難な場合につきましては、

財務当局と連携を図るとともに、全所管に対する照会を行うなど対応を徹底いたしまして、再発防止に努めて対応してまいりたいというふうに思っております。

また、コミュニティサポーターについてでございますけれども、先ほどの私の言い方だったかもしれませんが、一元的に集約というのは、地域包括支援センターを通じて一元的に集約ということでございまして、決して地域包括に任せっ放しにするという意味ではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。